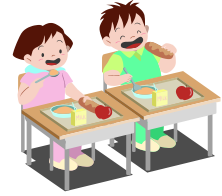




# 公益財団法人秋田県学校給食会の概要



## 給食会プロフィール

- 【設立】** 1959年3月(昭和34年3月)
- 【目的】** この法人は、学校給食法に基づき学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の推進を支援することにより、県民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とする。
- 【給食会の性格】** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の規定に基づき、秋田県知事から公益財団法人として認定された団体です。

## 事業内容

- 学校給食用物資の安定供給・安全確保に関する事業
- 学校給食の普及充実及び食育支援に関する事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

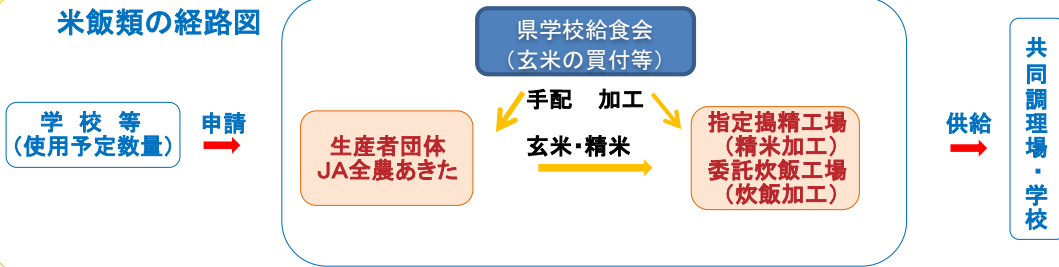
## 公益財団法人秋田県学校給食会 取扱い物資

- 基本物資、一般物資の概要
- 基本物資(主食)
    - ◆精米・米飯(県産米100% あきたこまち等)
    - ◆パン(外国産小麦100%)、米粉パン(外国産小麦70%、県産米30%等)
    - ◆牛乳(県産原乳100% 代金徴収事務)
  - 一般物資(おかず、デザート等)
    - ◆常温食品 約170品目
    - ◆冷蔵食品 約220品目
    - ◆冷凍食品 約510品目
    - 計 約900品目
    - 内県産品 ぶなしめじ、ポークウィンナー、ハンバーグ等 80品目
- 物資供給実績(令和4年度)
- 基本物資〔供給校数 小・中・特別支援・夜間高校等 300校 県内全域〕
    - ◆供給割合(精米・米飯 約55%、パン 約100%、牛乳100%)
    - ※1校はミルク給食
  - 一般物資〔供給校数 小・中・特別支援・夜間高校等 299校 県内全域〕

## 基本物資

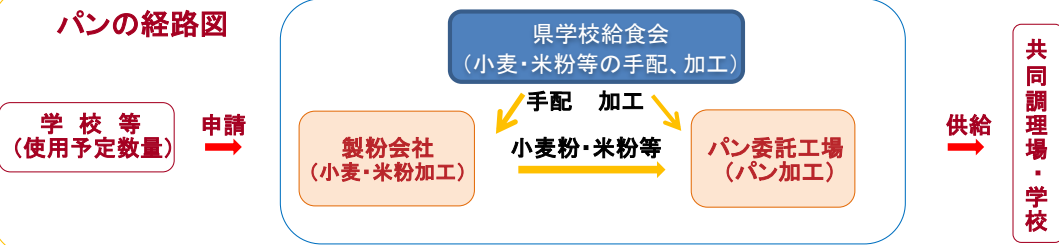
- ◆精米供給(センター・単独校) ◆委託炊飯工場(7工場) ◆搗精工場(4工場)

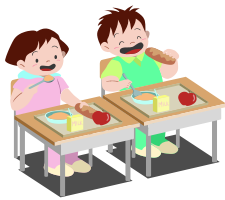
### 米飯類の経路図



- ◆パン供給(センター・単独校) ◆パン委託加工工場(5工場)

### パンの経路図





## 一般物資

学校給食用物資納入業者(生産者・食品加工業者)

放射性物質検査・細菌検査・残留農薬検査・栄養成分分析・アレルギー・原料産地情報等の提出



### 公益財団法人秋田県学校給食会

#### 物資委員会

- ◆ 目的  
公益財団法人秋田県学校給食会が取り扱う物資の選定及び開発等について調査研究を行い、物資供給等の適正化、円滑化を図ることを目的とする。
- ◆ 新規取り扱い物資に係る  
メーカー提出書類の審査・試食・選定
- ◆ 県産品物資に係るメーカー提出書類の審査・試食・選定
- ◆ 県産品物資の研究開発検討
- ◆ 委員の構成  
県教委、給食実施校校長、共同調理場所長、栄養教諭・学校栄養職員、この法人の理事長及び常務理事

#### 北海道・東北ブロック物資共同購入委員会

- ◆ 目的  
ブロック内の協力体制のもと良質で安全かつ低廉な物資の安定供給を図るため、メーカー等との直接取引により中間マージンを排除し、缶詰・冷凍食品等の共同購入を行う。
- ◆ 委員  
北海道・東北ブロック学校給食会担当職員

#### 物資委員会選定品以外の物資

- ◆ 県農林水産部より紹介された地場産品について、地元農協及び生産者等と連携を図り商品開発したものを選定している。
- ◆ 給食会事務局において提出書類の審査・試食・選定



外部検査機関への検査委託



「学校給食用物資売渡価格表」による物資の価格及び食品情報の公開



市町村教委・共同調理場等

入札・見積



随意契約

物資の契約・納入



各共同調理場・学校